



## お墓を巡るトラブルを相談事例から

### 事例 1

墓の建立に期限はなかったので数年前に\*公園墓地の墓地のみ購入したが、事情が変わり墓は建てないことにした。墓地を引き取って欲しいと霊園業者に申し出たところ、無償なら引き取るが支払ったお金は規約に基づき一切返金できないと言われた。全く使っていないので少しでも返金して欲しい。

\*公園墓地とはお墓が並んでいるだけではなく公園のように花壇、樹木が植えられ、広場等がある墓地。

### 事例 2

郷里のお寺にある両親の墓を近くに移したいが、お寺の了解をもらえない。どうすればよいか。

### 解説

墓地は管理経営主体別に分けると、大きくは**寺院墓地、集落の共同墓地、自治体が経営する公営墓地、宗教法人が経営する民営墓地**に分けられます。

子々孫々が 1 つの墓石のもとに入る日本のお墓は大正時代に火葬の普及とともに誕生したと言われています。しかし、少子化で子々孫々への継承を前提にしている家墓は子孫が途絶えたり、遠く離れて暮らしておりお墓参りなどの管理が出来ないという事態が起っています。墓の管理や継承が子孫にとって大きな負担にならないように考えておく必要もあるようです。

**事例 1** は宗教法人が経営する民営墓地ですが、購入にはまとまったお金が必要になります。しかし、墓地は、所有権ではなく使用権と考えられており消費者が支払った永代使用料は墓地を使用することに対して支払うお金（設定に対する対価）と考えられています。墓地の返却は利用権の放棄と考えられており、規約や契約書に返金しない旨明記されていることが多く、そのような場合交渉による返金は困難なようです。管理料は共同使用部分の維持管理に要する費用とされています。管理料を前納している場合、返金すべきとの専門家の意見がありますが規約に返還しない旨の規定がある場合、返金交渉に応じていないようです。いずれも最終的には司法の判断にゆだねることになります。

**事例 2** は寺院墓地にあるお墓ですが、寺院墓地は檀家と言われる信徒・門徒のみが設けることができるお墓でありお寺の檀家であることが前提になります。お墓を移すということは、多くの場合檀家としてのお寺との付き合い止めること（離壇）に繋がります。

手続きには移転元のお寺の協力が必要となりますのでお寺と話し合うことが必要です。

### 多様化するお墓

必ず訪れる死を考える時、葬儀と共にお墓の問題も考えざるを得ません。特に、継承者がいない場合、今あるお墓をどうするのか、自らのお墓はどうするのかを考えざるをえません。

お墓のあり方は変化をしており、継承を前提にしない合葬墓（永代供養墓）や墓を建てない選択、散骨を選択する人も増えています。

自分にとってどのようなお墓が最適なのかを考え、家族や親族と話し合っておくことはトラブルを避けるためにも大切です。